



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦前日本における「教育行政＝助長、保育行政」論と「教員＝官吏」説
Author(s)	内沢, 達
Citation	北海道大學教育學部紀要, 23, 417-434
Issue Date	1974-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29107
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_P417-434.pdf



戦前日本における「教育行政＝助長、 保育行政」論と「教員＝官吏」説

内 沢 達

序	4 1 7
第1章 戦前における「教育行政＝助長、保育行政」論の意味について	4 1 8
第1節 教育行政の分類的位置付け	4 1 8
第2節 「営造物」「公企業」論と助長、保育行政	4 1 9
第3節 「保育行政＝非権力的作用」論の意味について	4 1 9
第4節 「教育行政＝助長行政」論について	4 2 0
第2章 戦前における小学校教員の法的地位と職務に関する法理論の検討	4 2 1
第1節 「教員＝教育行政者」論について	4 2 1
第2節 「教員＝官吏」説の一般化	4 2 1
第3節 「特別服従関係」論と「服従義務の限界」論	4 2 1
第4節 「教員の職務権限」論の権力的性格	4 2 2
小結 兼子仁氏の戦前教育法制理論研究に関連させて	4 2 3
結 び	4 2 3

論 文 要 旨

序

本研究は、戦前日本における教育行政法についての文部関係者の見解、学説等を検討の対象とする教育行政法理論史に関するものである。教育行政の本質を教育に対する国家および政治権力の関与と措定するならば、絶えずいつの時代にもこの関与を正当化、合理化するイデオロギーが存在する。本研究では戦前日本におけるそれを法理論的なレベルでとりあげた。問題にした事柄は二つあり、一つは教育行政の各種行政作用への分類的位置付け、そこにみられる戦前教育行政論のイデオロギー性の問題で、他の一つは小学校教員の法的地位とその職務に関する見解にみられる国家による国民教育掌握の基幹的イデオロギーの問題である。この二つの問題は、一方は行政の外部関係、国家の国民に対する関係を扱い、他方は行政の内部関係を担保するという関係にある。

戦前日本の教育行政法理論に関する研究は、宗像誠也氏の『教育行政学序説』（1954年）においてはじめて取りあげられ、「官僚のための教育法規の学」と本質的評価が与えられた。60年代に入り兼子仁氏は『教育法』（1963年）においてわが国旧教育法制の特質を「国家権力的教育行政制度」と規定し、それをささえる法理論構造を解明した。その後も、平原春好、神田修、岡本洋三氏等によって研究が続けられている。本研究はこうした研究の成果を踏えながらも、重要な一、二の点で既往研究に対して異論を提出し、戦前教育行政法理論を捉え直すことを主要な課題としている。

(1) 教育行政の分類的位置付けについて

既往研究は文部関係者の助長行政論と行政法学者美濃部達吉の保育行政論を「通説」と「異説」という形で対置させ、とくに後者において教育行政の非権力的性質が強調されていたことをもって、あたかもそこに戦後教育基本法制につながる教育の自律性の主張があったかのようにのべている（平原、伊津野朋弘氏）が、どうか。この点は第1章において、主に「非権力的作用」なる行政法学上の概念の分析を通して、上記教育行政の分類的位置付けについての意味の解明がなされる。

(2) 教育と教育行政の関係付けについて

兼子氏は戦前においては教育と教育行政とが区別されていなかったとのべている。もちろん、教育基本法第10条の解釈——教員の教育権の教育行政権からの独立——の前提となるような意味での教育と教育行政を区別する考え方が戦前にあったわけではない。しかし、教育行政の本質を先のように捉えるならば、教育行政法理論史の分析にとって重要なことは、戦前における国家の教育に対する関与、つまり教育行政の作用と教育（実践）との関係付けが法理論的にいかになされていたのか、このことを明らかにすることにあるだろう。第2章での分析は、戦前における小学校教員の地位と職務に関する一般的な法理論を明らかにするなかで、教育と教育行政の関係付けが「教員＝官吏」説によって媒介されていたことを浮きぼりにすることにあてられる。

第1章 戦前における「教育行政＝助長、保育行政」論の意味について

1. 教育行政の分類的位置付け

文部関係者の多くは教育行政を分類的に内務行政のうちの助長行政の一つに位置付けていた。行政法学者の美濃部達吉は、保育行政の一つに「教育・学芸＝関スル事業」をあげていた。既往研究では、後者が保育行政の非権力的性質を主張していたことをもってこれを評価し、前者の見解に対置させていたが、筆者はそうように捉えない。そのことは行政法学説の展開を辿るなかで、文部関係者の見解において一般的であった「教育行政＝助長行政」論が、誰の学説に照応し、それと美濃部の「教育行政＝保育行政」論がどのように関係しあっていたのかを確かめるなかで明らかになるであろう。

穂積八束、上杉慎吉、清水澄と明治期の主な行政法学説の展開を辿るなかで、文部関係者の「教育行政＝助長行政」論は、上杉、清水のそれに照応していることがわかった。上杉の学説と美濃部のそれの間に行政法各論（とくに警察行政とそうでないもの）の編別に関して、「行政ノ実質目的」によるか、「法律関係ノ分類」をもってその基礎とするか、方法上の差違があるのは確かである。いわゆる「行政学的方法」と「法律学的方法」のちがいである。しかし、このような方法上の差違をもつ

て、それぞれにおいて位置付けをなされた教育行政、つまり国家の教育への関与の仕方についての基本的な認識の相違があったとするのは早計といわなければならない。

まず、助長、保育行政は、それぞれ目的のうえでは「人民ノ幸福、利益ヲ増進スル行政」、また「文化ヲ助長シ、国民ノ福利ヲ増進スルガ為ニスルモノ」といわれ、その間に差違はないのである。

2. 「営造物」「公企業」論と助長、保育行政

しかし、美濃部は保育行政の非権力的性質に着目している点で、以前の学説とは異なるのではないといわれるかもしれない。この点はどうか。本節は行政目的を達成するうえでの手段の考察にあてられる。

たしかに助長行政のそれについての直接的な指摘は見あたらない。だが、助長、保育行政をそれぞれ構成する下位の法概念に目を向けてみたらどうか。清水は、「営造物」を助長行政の範囲にふくめ、これに対して「命令権ノ作用ニ依ラスシテ其設立ノ目的ヲ達シ得ルモノナリ」と一つの定義をあたえていた（上杉、そして文部関係者の多くの見解である「学校＝営造物」説も同様）。

そもそも、ある種の行政作用が権力的作用であるかどうかを識別する基準を何にもとめたらよいのか。美濃部によると警察行政がそうであるように「人民ニ対シ」「権力的ニ命令シ強制スル作用」であるか否か、ということになる。よって、先の営造物の定義からして、文部関係者の見解や美濃部以前の学説においても助長行政の非権力的性質が美濃部の行政法学上の識別基準に関する限り否定はされていなかったといつてよいのではないか。

美濃部は従来の「営造物」(öffentliche Anstalt)の概念を、その訳語の不適當さも指摘しつつ、「公企業」なる概念で置き換え、自らの「保育行政」論を構成した。公企業とは「国家又ハ公共団体カ特定ノ公益ノ目的ノ為ニ経営スル事業ニシテ権力ノ行使ヲ其ノ本質ト為サザルモノ」である。

3. 「保育行政＝非権力的作用」論の意味について

さて、それでは、美濃部が以前になく保育行政の非権力的性質を強調していたことの意味をどのように考えたらよいのか。文部関係者がたとえば、「教育行政とは立法及憲法上の大権の下にありて教育行政機関の権限に委任せられたる国家の権力的作用なり」とのべていることと比較して、これを単純に評価できるものなのか。

文部関係者の見解において、教育行政＝権力的作用とされる場合、それは行政組織の働きをも含め、かつ「公法的ノ作用即権力作用」という認識にたつてのことである。これに対して美濃部が保育行政＝非権力的作用とする場合は、国家と国民との関係を法的な関係として捉えたうえでのことである。そこには、同じく行政作用といっても、行政組織内部の働きを含めるか否か、また権力(的)作用といっても、それが広く公権力の作用一般を指しているのか、それとも狭く警察的強制力の作用を指しているのか、等々のちがいがあろう。先にのべた行政法各論の編別をめぐる方法上の差違、そこからくる同一の文字表現における内容的な意味あいの相違、これを見無視しては何事をも明らかにすることはできない。

本節では「保育行政＝非権力的作用」論の意味を明らかにするうえで、前もって、①それが警察行政に比してその対国民との関係における手段の特色として主張されているにすぎないこと、②美濃部行政法学における「法治行政」論の意義と限界、そして③保育行政は「権力ノ行使ヲ本質トナサザル」としながらも「公企業ノ目的ノ為ニ全ク権力的手段ヲ行使スルコトナシトイフニ非ス」とのべて

いることを指摘した。

美濃部の「非権力的作用」論の意味は、まず①以上のものではない。だが、それはいわば形式的な意味である。問題は、美濃部において警察行政から保育行政を区別し、その非権力的性質を強調することが法治主義の排除に関連していた点にある。「人民ノ自由ヲ拘束スル」のではなく、むしろ「人民ニ利益ヲ供与スル」保育行政の作用は、「法規の根拠あることを要しない」と、公企業の経営などの分野において行政に固有な権限を認め、そこでの行政の自由な活動を保障しようとしていたのである。

本研究の主題である教育行政論の問題として、「教育・学芸ニ関スル事業」をも包含する「保育行政」論の意味を考えるとどうなるか。美濃部によると、「教育ニ関スル国家ノ作用ハ権力ヲ以テ命令シ強制スルコトニ非ス」と、まず教育行政＝非権力的作用ということになるのだから、具体的には「教育ニ関スル国家ノ作用」は「一ハ教育制度ヲ定ムル作用ニシテ一ハ教育ニ関スル設備ヲ全ウシ自ラ教育ヲ行ヒ又ハ之ヲ監督スル作用ナリ」と、保育行政一般に共通する広範囲にわたる行政の自由な活動をここでも保障し、つまり教育内容、制度の両面にわたる国家の全面的な関与を認めてしまっているのである。加えて③で指摘した「学校＝営造物」利用関係における権力的作用の容認の問題もある。してみると、それは非権力的作用といいながら、実体的にはその行政法学上の定義とは裏腹に、かなり権力的な、教育に対する国家的支配、統制を容易にする法論理構成になっていたのではないだろうか。「保育行政＝非権力的作用」論の実質の意味は、少なくとも教育行政論として考察するかぎりここにある。戦前にあって相対的に自由主義的と評価される美濃部においてさえかくのごとくであった。明治憲法下における絶対主義的教育体制の鞏固さをおしはかるべきであろう。

4. 「教育行政＝助長行政」論について

これまでの検討から教育行政の分類的位置付けをめぐる二つの論の間には、これといった本質的な差違はなかったこと、美濃部の「保育行政」論のなかに通説的な「助長行政」論に対して本質的な点で対置し得るようなものがなかったことが明らかになってきた。前節で問題にした「非権力的作用」論とて目新しいもののように見えるが、そうではなく、すでに上杉が行政の作用を「権力的作用」と「社会的作用」とに分けていた、その後者に相当するものであり、美濃部は上杉のそれを法学的に発展させて論じていたわけである。

しかし、その論理的な機能の仕方においては、それぞれの力点の置き所が異なっていたことは指摘されなくてはならない。「保育行政」論は主に「手段」の観点を導入することによって、行政法学上、行政の作用が「権力的作用」と「非権力的作用」とに二分された後者の行政分野において法論的に法治主義排除の論理を明確にし、そこで行政の自由な活動を保障するという、教育行政論にとって看過し得ない問題を投げかけたわけであるが、「助長行政」論は専らその「目的」からするイデオロギーに問題があったと言わなければならない。どだい、「人民の利益幸福を増進する助長行政」という表現自体、真に受けれるものではなかった。そこでは、「人民ノ智能、道徳」等の「精神上の発達」が「国家其ノモノノ生存発達」に直結させられ、「人民」を「国ノ分子」として国家との間に「有機的ノ関係」を見い出す彼らにとっては、「人民ノ進歩発達」如何は、「国家ノ利害」そのものであり、国家が教育に干渉することは当然のこととされているのであった。国家の教育への介入を合理化、正当化する対国民との関係における以上のようなイデオロギーが、行政の内部過程でいかに具体化されるかは第2章でみるところである。

第2章 戦前における小学校教員の法的地位とその職務に関する法理論の検討

1. 「教員＝教育行政者」論について——明治30年代における若干の見解——

市町村立学校教員の地位、職務についてどのように考えたらよいのか、このことについて、明治30年代に決してその後引きつがれ一般化されることのなかった独特な見解があった。清水直義、山田邦彦の見解である。彼らは教員を「教育行政者」、「国の行政を為すもの」と捉えた。問題は彼らの教育行政観にある。清水の「国民教育」論を媒介にしたそれもさることながら、山田は「学校教育行政」を定義して、「公立学校に於ける学校長教員の職権を以て行ふ事」、また「国家の意思を達するに、教育といふ技術を以てする仕事」とのべていた。彼らにあっては、学校教育の作用自体が行政と考えられ、教育と教育行政とが区別されていなかったのである。こうした「行政」概念の拡大は、彼らをして通説的な「学校＝营造物」説に反対せしめ、必然、「学校＝行政機関」説、「学校＝官庁」説を採用させることになる。だが、そこでは「营造物其ノモノノ作用」と「营造物ニ伴フ他ノ作用」との区別がなされていず、その法理論としての稚拙さはおおうべくもなかった。それゆえ、「教育もまた行政である」という基本見地にたつ「教員＝教育行政者」論は後に引きつがれることはなかったのである。

2. 「教員＝官吏説」の一般化——明治末年代以降——

前記、「教員＝教育行政者」論は、戦前の教育行政法に関する著作においては初期のものでありしかも限られた論者による主張であった。これに対して教員の法的地位に関する戦前のより多くの一般的な見解は何であったか。実定法上、明治24年勅令第218号「市町村立小学校長及正教員ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク」などの規定から教員を「待遇官吏」または「准官吏」とするのが文部関係者の大半の見解であった。しかし問題は、その見解の先がけともなった豊岡茂夫が「小学校教員は、法理上、必ずしも官吏とす可らざることなし」とのべていることにある（明治35年）。本章の課題からしても実定法上の規定それ自体が問題なのではない。むしろ、教員の法的地位とその職務に関する規定の有無を、どのような解釈、論理によって補い、意味を付与しているのかが大切なのである。禰苗代に至って、法理上の、より限定的には行政法学上の視点からする本格的な考察がなされる。禰は教員が「実質上における官吏」であることを主張して憚らなかった（明治39年）。以後、清水澄、美濃部達吉等の学説の影響もあってか、明治末から大正、昭和と、小山令之、松浦鎮次郎、武部欽一、船越源一等によって「広義の官吏」「実質上の官吏」説が主張され、戦前の文部関係者の見解において「教員＝官吏」説が一般化することになった。

3. 「特別服従関係」論と「服従義務の限界」論——国家と教員の関係——

本節では、「教員＝官吏」説の法理論的な内容の考察に、つまり教員が広義の、あるいは実質上の官吏とされた（その地位と職務のどのような側面から官吏と同じくみなされたのかということを含めて）、その意味の解明にあてられる。

行政法学上の官吏の観念の要素を何にもとめるのか、学説は一樣でなかったが、ここでは、O・

マイヤー、美濃部説をもつて考察をすすめる。美濃部は「公法上の服務義務」（「一身ヲ捧ケテ国家ノ為ニ其ノ命セラレタル特定ノ種類ノ労務ニ服スルノ義務」）をもつて「官吏ノ觀念ヲ定ムル最モ主要ナル特色」としていた。教員もその義務を有する。小学校令施行規則第133条などの規定から国家に対して「忠実の義務」「職務を盡すの義務」を有することをもつて、前記稿は「教員＝実質上の官吏」説を主張した。しかし、美濃部がいうように「公法上の服務義務」がさらに「服従の義務」を伴うということは、教員の場合は必ずしも明確でなかった。官吏服務規律第2条（「官吏ハ其職務ニ付本属長官ノ命令ヲ遵守スヘシ……」）のような規定がなかったからである。その点は、たとえば「明文の規定を俟たずして当然の制なり」（船越）と行政の内部関係に特徴的な「特別権力関係」の理論をもつて補われ、根拠づけられた。

「教員＝官吏」説の最大の問題はどこにあるのか。実定法上は、先にも明らかにしたように、「官吏ニモ非ズ、公吏ニモ非ズ」ただ待遇面において「判任文官ト同一」にされたにすぎない。しかし、以上のべてきた諸点から教員は官吏と同じくみなされ、国家に対して「特別ノ服従関係」に立つものとされることになった。教員における服従義務の存在の明確化が重要なのは、服従義務がそれ自身を目的とせず、それが他の義務——特に忠実の義務、職務を盡すの義務を完全に充たさせるための手段になっている点にある。教員が国家に対して「特別ノ服従関係」に立つということ、内容的には上司の命令に服従する義務を負い、同時にその義務違背は懲戒の対象になるという、国家と教員の間における強制的な命令、服従の関係が明確になってこそ、「一身を捧げて国家の為に」「無定量の」児童の教育という「特別の勤労に服する」忠実および職務を盡すの義務も現実化するというものである。文部関係者の見解としてあげられた教員の諸義務の関連構造は以上の如くであった。こうして「教員＝官吏」説は、法理論的に、国家と教員の関係を命令・服従関係と捉え、国家が教員の職務遂行を統制し、そのことを通して小学校教育の国家的支配への道を切り開くものとなった。

4. 「教員の職務権限」論の権力的性格——教員と児童の関係を捉えた若干の見解——

今度は教員と児童の関係における問題である。教員の職務権限に関する諸論がその素材を提供してくれる。注目すべきは、教員の職務の主体、その職務遂行の性格にまで論をおしすすめた山田邦彦船越源一の見解であった。教員の職務の主体について、山田は「国家の委任による職権」という形で間接的に、船越は直接的に「職務の主体は国家なり」と明らかにすることによって、彼の職務でありながら、事、児童の教育については、教員は法的にみて全くの非人格的——権利能力を有しない——存在とされた戦前教育法制の特質を浮きぼりにするのに、この二人は大いに「貢献」してくれている。

さらに彼らは、教員の職務遂行の性格を「国家の権力の行使」（山田）、「国権の行使」（船越）とまで捉えていたわけであるが、この点は戦前をとおして決して一般的な見解といえるものではなかった。船越のそれは、教員＝官吏＝国家機関という脈絡で問題になってくるが、彼にあっては、官吏の概念と官庁のそれとの相違が意識されていず、いつのまにか、国家機関としての官吏が国家機関としての行政官庁にすりかえられ、先の主張がなされるわけであるが、山田の「学校＝官庁」説にもとづくそれ同様、法理論としては戦前においても成立し得るものではなかった。もし、教員と児童との間にそれなりの権力的な関係が存在することを法理論として明らかにしようとするれば、以上のように教員をして国家を「代表」せしめる理論ではなく、行政法学説において一般的であった、そして文部関係者においても、その多くが活用したところの营造物利用関係＝特別権力関係の理論をもつて説明するほかなかったのである。

小結 兼子仁氏の戦前教育法制理論研究に関連させて

兼子仁氏は、戦前にあっては「学校教育自体が、教育法令を根拠とし教員の懲戒権を中核とする権力作用、学校権力（Schulgewalt）の行使であると解された。この意味において学校教育と教育行政とは質的に区別されえなかった」とのべている。

しかし、まず、兼子氏がそのことを清水直義や山田邦彦の論理を根拠に主張するのであれば、戦前日本の教育法制理論の歴史的総括としては当を得ないというほかはない。本章1で明らかにしたように「教育もまた行政である」という考え方は戦前をとおして決して一般的なものではなかったからである。すなわち、明治30年代においても小林歌吉が、そして「教員＝官吏」説が一般化したのちには、禰、大山、船越らが「行政作用」と教員のおこなう「職務上の事実行為」との限界、また両者の法律上の性質の相違など、つまり教育と教育行政との区別をそれなりにふまえて所説を展開していたのである。

また、兼子氏は先の主張の論拠として「学校権力の行使」をあげているわけであるが、この点はどうか。学説同様、文部関係者の見解においても児童、生徒の学校利用関係が特別権力関係と解されたこと、そしてそこに「学校権力の行使」が存在するとされたことは筆者も異論のないところである。しかし、それは、解釈のうえでは「教育＝必要ナル限度ニ於テ」（美濃部）認められたものであり、教育の作用それ自体が権力作用であるとされたことを意味するものではない。さらに、学校教育＝公権力（öffentlich Gewalt）作用説に至っては、戦前日本の場合、山田と船越にしか見出し得ないものである。

よって、以上の諸点から先の兼子氏の主張は戦前日本の教育法制理論の総体的評価としては適切さを欠くものであると考える。本章のまとめ、戦前における教員の法的地位と職務に関する一般的な法理論についてのそれは、兼子氏の戦前理論の評価とは別の認識を前提としてなされる。先にのべたように文部関係者のより多くの（一般的といってもよい）見解は、教員の職務遂行を法律論としては「事実上の行為」と捉え、これを教育行政から区別していたのである。「区別」はしていたが、学校教育の作用の教育行政からの「独立」性は決して認めなかった。つまり児童の教育という「事実上の行為」をいかに国家の支配、統制下におくのか、この点の法理論的な説明が文部関係者の最大関心事の一つであったのであり、「教員＝官吏」説はそのことを首尾よくやってのけたのである。小学校教員が官吏と同じく国家に対して「特別ノ服従関係」的地位に立つとされたことによって、教育行政の指揮命令（監督）の作用は教員の職務遂行（教育実践）のすみずみまでおよび、小学校教育の国家的支配への道が切り開かれることになった。それというのも、「教員＝官吏」説の教員の職務についての理解に根本的な問題があったからである。同説は小学校教員に決して「職務上の独立」を認めなかったし、「職務の主体は国家なり」としてはばからなかった。教員の「執行する」教育事務（＝児童の教授訓練）が国家事務であること（小学校令第65条）に対して、誰ひとり疑いをさしはさむものはいなかったのである。

結 び

序でのべたように本研究の主要な課題は、戦前教育行政法理論の捉えなおしにあった。

第1章における美濃部の「保育行政＝非権力的作用」論の捉えなおしの意義は明白であると考え

る。戦前においてこそ文部関係者の見解に影響を与えることはなかったが、戦後になって、行政法学において依然、維持継承された美濃部の権力行政、非権力行政の二分法は、官側教育行政論に木田宏、天城勲らの教育事業経営論、非権力的教育行政論という形で強い影響を与え、これらを現代福祉国家イデオロギーと結びつけた教育行政の分野における法治主義排除のイデオロギーとなさしめたのである。今日の官側理論を十全に批判するという見地からすると戦前教育行政法理論の研究において欠くことのできない課題であった。「非権力的作用」論にかかわって補足的にのべると既往研究の美濃部評価の誤りは官側理論批判における不十分さにだけでなく、自らの教育行政論構成の弱点にも関係しているようである。教育行政の教育内容への関与は、法的拘束力を有する指揮監督はいけなく、「非権力的」な指導助言はよい、許される、といわれる場合がそうだ。そこでは「非権力的」な手段による行政目的実現の作用に対して十分な注意がはらわれているとは思えないのである。

第2章における捉えなおしは、その結果において1章のように既往研究に対して明確なアンチ・テーゼを提出するものではない。しかし、既往研究とは異なった視点からの戦前理論分析であった。筆者は、教育行政を教育（実践）から「分離」し、排除してしまう教育行政論の構成では、両者がからみあっている現実を分析できないし、また教育のあり方を現に規定している教育行政それ自体の変革を見通すことができないと考える。本稿のはじめに一般的ではあるが教育行政の本質を国家の教育に対する関与と規定した意味の一つは、教育行政論の最も根本には教育と教育行政の分離や区別ということではなく、両者の関係付けの理論が置かれなければならないことを強調することにあった。そのような基本視点のもとに第2章では、戦前日本において教育行政が教育（実践）と関係しあった否定的な形態についての理論を明らかにしたのである。国民の教育権の全面的保障の見地からする両者の関係付けの理論はいかにあるべきか、とくに国家の教育内容への関与についての、先の「非権力的指導助言行政」論にもみられるように、その形態、内容等未解明な問題も多い。それらは今後の課題である。

人格変換の生理心理学的基礎機構

——Hypnotic Phase に於ける C R 逆転相の脳波学的研究——

菅 原 正 和

Psychophysiological Mechanism of Conversion

——An Electroencephalographic Study on
the Paradoxical CR during the Hypnotic Phase ——

Masakazu Sugawara

目 次

序 論	4 2 5
I 問 題	4 2 6
1. 限界的状況に於ける適応場面で出現する特殊意識相	4 2 6
2. 単調反復刺激の機能	4 2 6
3. Hypnotic Phase の脳波学的分析	4 2 7
4. Pavlov の逆転相の問題	4 2 7
5. Eyelid Response と Hilgard の分類	4 2 8
II 実験方法	4 2 8
1. 条件づけ	4 2 8
2. 単調反復刺激によるHypnotic Phase の形成	4 2 9
3. Hypnotic Phase に於けるCS提示	4 2 9
III 結 果	4 2 9
IV 考 察	4 3 2
V 総 括	4 3 2
文 献	4 3 3

序 論

Religious Conversion や心理療法過程に於いて生じる急激な人格変換・価値軸変化の基礎的mechanism は、その臨床的場面での重要性にも拘らず、何も解かれていない。このような或る体

験時機を前後して生活体の行動様式が劇的に変化する現象は、William James (1902)の古典的研究を始めとし、その後の Bewußtsein と Unbewußtsein との関係に基礎を置く精神分析学を中心とした理論 (ex. Jung, C.G., 1943) によって説明されて来た。しかし、これらの研究は Bewußtsein と Unbewußtsein との間に設けられた諸概念を操作する解釈学であった。そこではかかる急激な事象をその基礎に於いて支えている生理学的 mechanism への接近は看過されて来た。

1957年 Sargant, W. は人格変換の基礎的 mechanism に始めてメスを入れ、Pavlov, I. P. (1928) が仮説的に取り上げた Hypnotic Phase (催眠相) に於ける, paradoxical phase (逆説相), ultraparadoxical phase (超逆説相) での逆説的出来事に注目し、これを人格変換の理論にも当てはめようとした。しかし Hypnotic Phase に於ける三相、取り分け (ultra) paradoxical phase なるものの実在が確かめられた事はなかったし、Oswald, I. (1962) も指摘するように、少なくとも彼の data は逆転とも、単なる弁別の混乱とも受け取れるものだった。

本論文は、人格変換、価値軸変化の基底に、或る特殊意識相の介入があることを論じ、この相では通常見られない CR 逆転が生起して、生活体の急激な価値変化や人格変換の成立を psychophysiological な level で担っていると考ええる。

そしてこの特殊意識相 (Pavlov の逆転相) は、CR 逆転を伴う一つの意識の相として脳波学的に描定され得ることを明らかにしようとした。

I 問 題

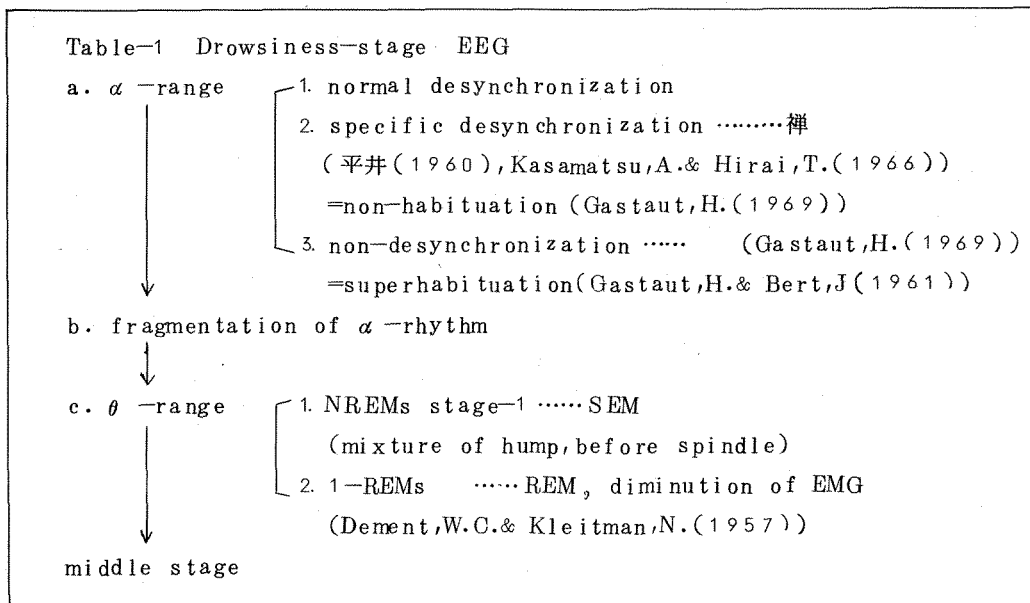
1. 限界の状況に於ける適応場面で出現する特殊意識相……動物の Catalepsy や Immobilization は一頃、animal hypnosis と呼ばれたが、何故動物のかかる状態にヒトの hypnosis と云う語を用いたのか。Simonov, P.V., & Paikin, D.I. (1969) によると、animal hypnosis は一種の evolutionary process 中での生体に育った窮地に於ける適応行動であるという。生活体は直面する諸問題諸危機を通常、経験的に得られた手段で処理し、何等かのかたちで適応して行くけれども欠如体であるために、時に、所有している適応手段が完全に尽き果てる事がある。動物はかかる場面で catalepsy とか immobilization というかたちでその生体を守るが、古代人は身体的精神的窮地に臨んで日常的適応手段が尽きると呪術とか祈禱という行動を取った。宗教的適応場面に注目する文化人類学者等 (ex. Malinowski, B. 1955) も宗教の起源をかかる生活体の危機的状況に於ける処置と同一であると見る。そこで psychophysiological な視角からすると、祈禱の持つ機能が注意を引く。

2. 単調反復刺激の機能……祈禱の持つ psychophysiological な中心機能は単調反復刺激である。単調反復刺激が hypnotic effect を有することは早くから気付かれていたが Gastant, H., & Bert, J. (1961) は視覚性並びに聴覚性反復刺激の hypnotic effect を実験的に確かめた。Oswald, I. (1962) は電気ショックの規則的 (6回/min) 単調反復でさえ、Ss に激しい眠気を引き起こすことを報告している。

即ち、単調反復刺激は生活体が限界の状況に置かれた (= 生活体の限度を越えた刺激に晒された) 際に生じる Emotional disturbance を意識 level を変えることによって軽減ないし解消する生体保護機能を有すると考えられる。

3. Hypnotic Phase の脳波学的分析………単調反復刺激によって形成される相は、Dement, W.C., & Kleitman, N. (1957) の NREMs の stage-1 ないし stage-2, Gibbs, F. A., & Gibbs, E. L. (1950) の三相、drowsiness, very light sleep, light sleep に対応すると考えられる。この段階では一般に、 α -fragmentation $\rightarrow$ θ -wave 増大 $\rightarrow$ hump wave 出現と進行するが、Hypnotic Phase のような、しかも (ultra) paradoxical phase のような極めて短かい時間間隔中に出現するであろう相を、脳波学的に規定し見出す為には、波型のみによらないもっと細かい分析が必要となる。Gastaut, H. (1969) は禅やヨーガの脳波を催眠脳波との対応で捕えようとし、Scopogram によって本来ならば一過性に速い時間で移行してしまう相を延長することにより drowsiness-stage の分類を試みた。

Gastaut の考え方と Dement & Kleitman の分類並びに、平井 (1960)、Kasamatsu, A., & Hirai, T. (1966) の禅の脳波特性を図式化すると Table-1 のようになる。



この中で scopogram の Ss はたちまち入眠へと移行するのに対し熟達した禅僧にはそれがなく又、クリック等の感覚刺激の反復にも habituaton を示さない。このような一般には極めて見出され難い特異な意識相は長い間の修業により学習されたもので、その意味では、これから論ずる逆転相と云う特異な相も、現在のところ一過性の短時間にしか見出されないが、検討可能な間隔に拡張される必要がある。

4. Pavlov の逆転相の問題……Hypnotic Phase では、CS-CR の正常な関係が異って出現し、1) 弱い CS に対しても強い CS に対してもその CR 量が等しくなる場合 (equilibrium phase), 2) 弱い CS に対する CR 量が強い CS に対する CR 量より大となる場合 (paradoxical phase), 3) 強化していない抑制性 CS に対して正の CR、強化してある正の CS に対して負の CR となる、つまり陽性 CS に対する CR と陰性 CS に対する CR とが逆転してしまう場合 (ultra-paradoxical phase) の三相が覚醒と睡眠の間に仮説されている (Sokolov, E.N. 1969)。Pavlov にとっては入眠は皮質に次第に広がって行く制止過程であり、一方 CS-CR の正常な関係

が異って出現する相(ex. 実験用イヌのLeningrad洪水後に示した烈しい気性と条件反応の変化)は、生体が限界的危機状況に晒され、過剰刺激に会ったときの生体保護機能である protective inhibitionの結果生じた相であり、何れも大脳皮質に広がって行く制止過程なのである。その為 Sargant, W. (1957)はReligions conversionやbrain-washingの説明に、限界状況に生体保護的に働くtransmarginal inhibitionと超逆説相を用いようとした。

しかしながら、Pavlovが仮定した逆転相は、唾液分泌量を指標としたものであり、そのdataは逆転と言いつけられなかった。そこで、3.で示されたHypnotic Phaseの中にCR逆転相を想定するなら、CR逆転が他の条件反射でも生起することが実験的に示されなければならず、価値軸変化の基礎を担うと云う観点から、ヒトに於いてかかる事象が実在するかを吟味する必要がある。

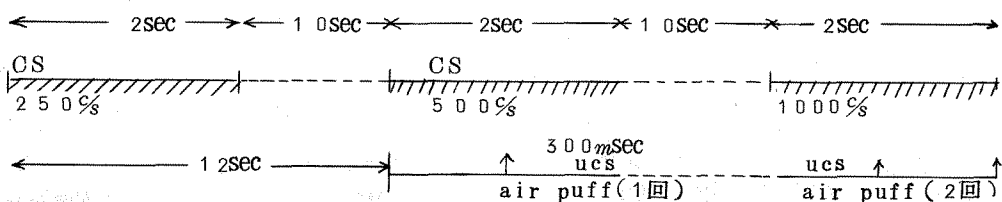
5. Eyelid ResponseとHilgardの分類……PavlovのCR逆転は唾液分泌量の逆転であった。これは、Hilgard, E. R. & Marquis, D. G. (1940)の分類では条件反射の第I型、即ち自律神経系反射の逆転である。その意味ではII型(横紋筋反射)、III型(有意的反射)よりも、より基礎的である。CR逆転相を示すdataはPavlov以後は見当らず、ヒトに於いては見出されない(吉井 1965)とされている。しかし逆転相はその性質上極めて微妙なlevelにあり短時間で他相に変移するため、検出が困難になっているのであろうと推測される。そこで本実験ではEyelid Responseを用いた。その理由は、Pavlovが逆転を見たのは自律神経系反射だったので、もし本当にかゝる相があるとするならこのI型に近い程見出される可能性がある事、Eyelid Responseの場合は自律神経系反射(=ある意味では最も逆転させることが難しい)と横紋筋反射の中間に位する最も基礎的の反射である事、更に、微妙な意識levelの変動性をなるべく壊さない事が要となったからである。

II 実験方法

Ss: 8名. 脳波記録: polygraph, 頭頂(V)-右耳朵(E_2), 左後頭(LO)-左耳朵(E_1)の単極誘導, 更にEyelid Response (Blinking & EM)を検出する為の電極とMT, GSR, EMGの同時記録観察を行った。分析脳波はLOの α 、 $20\mu V$ 以上、及び β 、 $10\mu V$ 以上。Vの αf ($10.5c/sec \sim 13c/sec$)、 $30\mu V$ 以上、Vの αs ($8c/sec \sim 10.5c/sec$) $30\mu V$ 以上及びVの θ であった。

1. 条件づけ……開眼安静時と次いで閉眼時で行われた。CSは三種(250%, 500%, 1000%)の純音で、提示時間は2sec. UCSのair puffは左眼正面約3cm前のノズルから瞬時的(約300msec)に噴出され、250%純音にpuffなし、500%にpuff 1回、1000%に最強化的puff 2回で条件づけられた。試行間隔は12secで開、閉眼両条件に於いて各々45~60回 at randomに強化した。

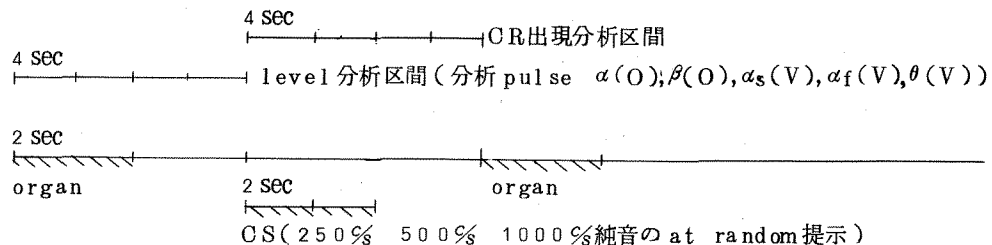
Conditioning



2. 単調反復刺激による Hypnotic Phase の形式……条件づけ成立後、Ss は催眠効果を持つ暗室内に置かれたスピーカーからの単調反復音（教会祈禱のキリエ・エレイソン中のオルガン音）を提示された。提示時間 2sec, 1 試行間隔 8sec でエンドレステープに録音され正確な間隔を保つようにしてある。この interval は自己催眠安静状態での respiration が 15~17 回/min である事と、禅での数息観の生理的機能から考え、8sec に 2 度の呼吸数を取って respiration と同期化し易くしたものである。Hypnotic Phase への移行は EEG 原波型並びにオルガン音中の 2sec と音後 2sec の 1 sec あたりの分析脳波に設ける pulse 数分析によって細かく追跡された。

3. Hypnotic Phase に於ける CS 提示……単調反復刺激によって生じた入眠相に三種の CS のみを提示しその時の CR (eyelid response) を調べた。即ち入眠相としての hypnotic phase に protective inhibition の結果もたらされる CR 逆転相が存在するかどうかを調べようとした。単調反復刺激を中断しない方法によって意識 level の変動をなるべく防ぎながら、反復音間に条件づけ時と同様 2 sec 間 at random に CS を挿入して行った。但し第 1 回目の CS は初回効果を考え、中間刺激の 500% を選んだ。CR の出現は、CS 提示 on 後 4 sec 以内のもののみを取り vertical で 50 μ V 以上の変動がある場合に限った。

Hypnotic Phase に於ける CS 提示



III 結 果

8 名の Ss 中 5 名が単調反復刺激 20 回目から 60 回目にかけて急速に入眠状態に入り、1 名は 10 回目前後から早くも入眠脳波を示した。2 名は 180 回から 200 回の反復を要した。Gastaut & Bert (1961) の実験では対照群が 10%、実験群で 40% の Ss に睡眠を見たが、本実験では 80% が睡眠に入った。これは単調反復刺激の周期を respiration に同期させようとした為の他実験室状況が平均 22℃、reclining seat と云う睡眠に入り易い条件によるものと思われる。

単調反復刺激毎の意識 level の推移は、実はそれ程単純でも段階的でもなく、自然睡眠とは異った暗室での反復音による強制的睡眠にもよると思われるが、極めてその level が秒単位で上下しながら全体として深くなって行くと云う傾向を示した。それ故 1 分間に level 変動が数回生じることも珍らしくない。この傾向は全体的 level が middle-stage 以降になると安定する。

$\alpha(O)$ 20 μ V 以上 (他の分析脳波 $\theta(V)$, $\beta(O)$, $\alpha(V)$, $\alpha_f(V)$ は省略、修論参照) ……反復刺激提示前、閉眼安静時 10 sec 間の per sec. pulse 平均値は 5.77 である。これが第 1 回目のオルガン音提示で 5.36 と抑制し、音後の 2 sec は 6.71 と逆に増大する。音がある場合と無い場合との差は最初の 1 回目から 3 回目まで全意識相を通じて最大で、以後その差は減少し、音のある場合も無い場合も α 増加を辿る。これが 20 回目位迄続き 20~25 回目が最大となる。ところ

がこの直後から急激に減衰し、減衰と共に音がある場合と無い場合の差が縮まって行き、30～35回目で殆んど同数($\alpha = 4.92$)と成り、35～40回にかけて逆転が起る。しかしその差は大きくなく、両者とも著しい減少を示す。この減少傾向は20～60回目にかけて最も急激で60回以後は緩やかになる。そして、一時期再度音の有無による差が広がり、100回以後は差が縮少すると共に両者とも減衰が目立ち眠りが深くなる (Fig 1. Table 2.)。

3種のCSがEEGの視察でhypnotic phaseと判断された時点(α -fragmentationの時点)からstage-1,2の諸意識levelで2sec間提示された。内容は、250%が38回、500%が36回、1000%が34回計108回である。これに対するCR出現率はTable 3.のようになった。これだけからすると入睡眠時での意識level低下による弁別混乱と解される。ところが250%に対してCRが出現した意識相を調べると次のような事がある。先ず、250%に対する出現時の凡てのpulse数を調べ平均値を取ると α (O)に関しては、音中で4.05、音後3.66のときが平均値となり、CS提示前4sec間の1sec当りでは3.86となる。250%CSに対するCR出現時levelの区間推定値を求めると($\sigma = \frac{\sqrt{N\sum x_i^2 - (\sum x_i)^2}}{N^2}$, $\bar{x} - 1.96 \frac{\sigma}{\sqrt{N}} < \mu < \bar{x} + 1.96 \frac{\sigma}{\sqrt{N}}$, $SD = 7.20/4$)CS提示前4secの α (O)は $1.96 < \alpha < 18.96$ で1sec当りのpulse数は $2.98 < \alpha < 4.74$ となる。しかし実際のCR出現率を3種のCSでlevelごとに調べるとTable 4.のようになる。即ち $2.98 < \alpha < 4.74$ の意識相では250%……62.5%、500%……18.8%、1000%……11.8%と明らかな出現率の逆転が生じている。そして一旦この相を外れると、これより高いlevel($\alpha > 4.74$)でも低いlevel($\alpha < 2.98$)でも強化されているCSに対するCR出現率がまざっている。それ故単調反復刺激によるHypnotic PhaseにCRが一見混乱するように見えるが極めて短かい一過性の逆転的に反応する相があると考えられる。

Table 2. α (O)

	0	1	5	10	20	40	60	80	100	120	140
Organ 音 on		5.36	6.31	6.07	6.50	4.31	3.60	3.61	3.45	3.17	2.86
pre-	5.77										
off		6.71	6.46	6.81	7.21	4.08	3.42	3.38	3.43	3.10	2.85
α		6.04	6.39	6.44	6.84	4.20	3.51	3.50	3.44	3.14	2.86

pulse/sec (20 μ V以上)

Table 3.

CR(Vertical): 50 μ V以上

CS	CR出現率(%)	出現回数	非出現回数	提示回数
250%純音	42.1	16	22	38
500%	44.4	16	20	36
1000%	50.0	17	17	34
Total		49	59	108

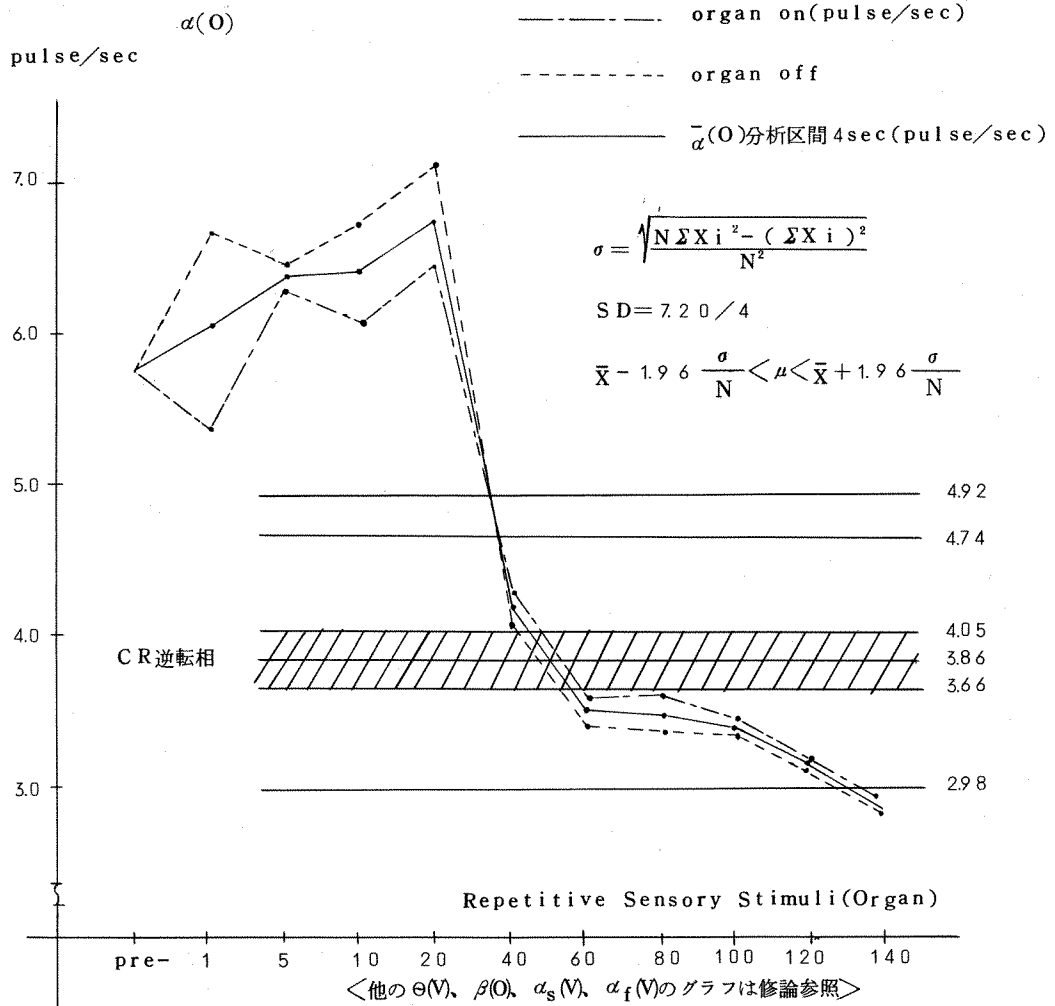


Fig. 1.

Table 4.

Level	CS 250			500			1000		
	出現率	出現	非出現						
$\alpha > 4.74$	18.8%	3	4	43.8	7	6	23.5	4	4
$2.98 < \alpha < 4.74$	62.5	10	6	18.8	3	7	11.8	2	6
$\alpha < 2.98$	18.8	3	12	37.5	6	7	64.7	11	7
Total		16	22		16	20		17	17

IV 考 察

本実験で見出されたCR量の逆転相を普遍的CR逆転相と見なすことは無理であろう。単調反復刺激の暗室に於ける生理周期的提示という特殊な状況でなされた本実験は反射の型としてHilgardのII型、自律神経系反射と随意反射の中間に位する。CR逆転相が今回見られたような短時間の意識 level より反射の型によりどちらかに多少移動したり間隔が更に狭まったりする可能性も考えられる。しかし逆転相が入眠相に関わるとすると、この実験での level から大きく外れる可能性は少ない。Pavlov仮説のもう一つ equilibrium phase が脳波学的に措定され得るかどうかは今回の実験では明らかでない。睡眠深度からすると三相のうち最も覚醒に近く位置するはずである。I・II型の反応逆転は不随意的であり、その意味で確かに随意反応の逆転をその基底で支える担い手の逆転であるが、何故Hypnotic Phaseに於いてCR逆転が生起するのかは不明である。この相では、音刺激 on 時と off 時での α 波出現率の逆転や、CR逆転相がその直後に現われることなど、何故この意識 level でCRが逆転を示すかを解く手懸を与える興味深い現象がある。今後の課題は何故Hypnotic PhaseでCRが逆転するかという問題であろう。

V 総 括

劇的人格変換の生理学的基礎にHypnotic Phaseでの逆転相が働いていると考えられる。生活体が正常な精神的機能を営む限界を超えた刺激に晒され、通常の経験的合理合目的適応手段が尽き果てた時、特殊な適応行動を示すことがある。それは特殊意識相の形成である。この現象は発生学的には動物の catalepsy や immobilization と類似した機能と推量されるが、ヒトのかゝる場面に用いる単調反復刺激は、この特殊意識相を形成する機能を有し、危機的状況に於ける Emotional Disturbanceを解消して生活体を防衛する。この意識相は意識 level を低下させて自我の統覚作用を解体する働きの他に、もう一つ重要な機能は刺激価の変換である。Hypnotic Phaseで刺激価が変換したり逆転したりすることがあるとするならば、それは生活体の微細な価値軸を変えたり、それまで無かった新しい認知を生ぜしめたりする基礎を担う。ところがこの逆転相の実在が証明されたことはない。Pavlovがこの存在を仮説したのはイヌの唾液反射量の逆転であったが、相としてよりむしろ反応混乱期の一反応であった。又唾液反射以外にかゝる現象の data は見当たらない。そこで本研究は、脳波を指標としたある意識 level 中にCR逆転相を措定しようとした。この意識相の形成には単調反復刺激を用いた。単調反復刺激の過剰は protective inhibitionを生むと考えたからである。実験ではHilgardの条件反射の分類から、eyelid responseを選び、CSに3種の純音(250%, 500%, 1000%), UCSにはair puffを用いた。250%にはpuffなし、500%にpuff 1回、1000%に2回で強化し、単調反復刺激で導かれたHypnotic Phaseで、CSのみを提示した。

Eyelid Response は全体としては、一見条件づけ通りないし、いささかの弁別混乱として出現したが、 α (O) per sec pulse 数出現が、3.86を中心とした $2.98 < \alpha < 4.74$ の意識相では、明らかなCR逆を生じ、250%に対するCR出現率が最も高く、次いで500%、1000%は最も低いという結果を得た。この相を外れると $\alpha > 4.74$ でも $\alpha < 2.98$ の相でも強化したCS

に対する出現率がまさる。尚 equilibrium phase の存在は明らかでない。今後興味ある問題は何か或る意識 level で CR 逆転が生じるのかと云う事であろう。

文 献

- 1) Dement, W.C., & Kleitman, N.: Cycle variations in EEG during sleep and their relation to eye movements, body, motility and dreaming. *Electroenceph. clin. Neurophysiol.*, 1957, 9, 673-690.
- 2) Dement, W.C., & Kleitman, N.: The relation of eye movements during sleep to dream activity, an objective method for the study of dreaming. *J. exp. Psychol.*, 1957, 53, 339-346.
- 3) Fischer, R.: A cartography of the ecstatic and meditative states. *Science*, 1971, 174, 897-904.
- 4) Gastaut, H.: Hypnosis and pre-sleep patterns. *Psychophysiological mechanism of hypnosis*. Springer-Verlag. Berlin. Heidelberg. N.Y., 1969, 46-44
- 5) Gastaut, H., & Bert, J.: Electroencephalographic detection of sleep induced by repetitive sensory stimuli. A Ciba foundation symposium on the nature of sleep. J & A Churchill, London, 1961, 250-283.
- 6) Gibbs, F.A., & Gibbs, E.L.: *Atlas of electroencephalography*. I. Addison-Wesley. Cambridge. 1950.
- 7) Granda, A.M., & Hammack, J.K.: Operant behavior during sleep. *Science*, 1961, 133, 1485-1486.
- 8) Hilgard, E.R., & Marquis, D.G.: *Conditioning and learning*. Appleton-Century. N.Y., 1940.
- 9) 平井富雄: 坐禅の脳波的研究—集中性緊張解放による脳波変化. *精神経誌*, 1960, 62, 76-105.
- 10) James, W.: *The varieties of religious experiences—A study in human nature—*. Modern Library. N.Y. 1902.
- 11) Jung, C.G.: *Zur Psychologie ostlicher Meditation*. Rascher-Verlag. Zurich, 1943.
- 12) Kasamatzu, A., & Hirai, T.: An electroencephalographic study on the Zen meditation. *Folia. Psychiat. Neurol. Jap.*, 1966, 20, 315-336.
- 13) Pavlov, I.P.: *Lecture of conditioned reflex*. International Pub. N.Y., 1928. (林訳) 条件反射学・三省堂(1937).
- 14) Sargant, W.: The physiology of faith. *Brit. J. Psychiat.*, 1969, 115, 505-518.
- 15) Simonov, P.V., & Paikin, D.I.: The role of emotional stress in the hypnotization of animals and man. *Psychophysiological mecha-*

- nism of hypnosis. Springer-Verlag. Berlin. Heidelberg. N.Y., 1969, 67-87.
- 16) Sokolov, E.N.: Mechanisms for selective habituation. Psychophysiological mechanism of hypnosis. Springer-Verlag. Berlin. Heidelberg. N.Y., 1969, 88-106.
- 17) Spence, K.W., & Farber, I.E.: The relation of anxiety to differential eyelid conditioning. J. exp. Psychol., 1954, 47, 127-134.
- 18) Spence, K.W., Homzie, J., & Rutledge, E.F.: Extinction of the human eyelid CR as a function of the discriminability of the change from acquisition to extinction. J. exp. Psychol., 1964, 67, 545-552.

(他は修論参照)